禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D20

「中央職業能力開発協会編」

令和５年度 技能検定
３級 とび 学科試験問題
（とび作業）

1. 試験時間　　1時間
2. 問題数　　30題
3. 注意事項
   (1)　係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。
   (2)　答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。
   (3)　係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。
   (4)　試験開始の合図で始めてください。
   (5)　解答の方法(真偽法)は次のとおりです。
      イ.　一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。
      ロ.　答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。
      ハ.　答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。
   (6)　電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。
   (7)　携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。
   (8)　試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。
   (9)　試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (10)　試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (11)　試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

1　労働安全衛生法関係法令によれば、つり足場の作業床は、すき間がないようにしなければならない。

2　本足場の建地の脚部に敷盤(皿板)を敷くのは、建地の沈下を防ぐためである。

3　同じ地層であれば、土圧は、深く掘れば掘るほど小さくなる。

4　木造建築物の建方におけるゆがみ直しをするときは、主要な柱のゆがみの程度を調べ、修正方向を確認するのがよい。

5　現場での鉄骨組立ては、建方→仮締め→建入れ直し→本締めの順に行うとよい。

6　てこを利用して重量物を持ち上げる場合、てこの支点から力点までの距離が同じであれば、支点から重量物(作用点)までの距離が長いほど、小さい力で重量物を持ち上げることができる。

7　圧砕工法は、大ハンマー等でコンクリート工作物をたたいて破壊する工法である。

8　コンクリート構造物の解体で発生したコンクリートの破片は、産業廃棄物である。

9　しのは、足場などを緊結する番線を締めるのに使用する工具である。

10　電動回転工具の研削といしを取り替えた場合、試運転は必要ない。

11　棒状振動機(バイブレーター)は、コンクリートの練り混ぜに使用する機械である。

12　移動式足場(ローリングタワー)は、人を乗せて移動してはならない。

13　パワーショベルは、バックホウと比べ、地盤面よりも低いところの掘削作業に適している。

14　単管足場の建地と筋かいとを緊結する場合には、直交型クランプを使用する。

15　土止め(土留め)支保工に使用される材料には、木材、鋼材等がある。

16　わく組足場において、交さ筋かいは、足場の両面(前踏側及び後踏側)に取り付ける。

17　H形鋼は、一般に、建築構造材として使用されている。

18　台付けワイヤロープは、重量物の荷のつり上げに使用できる。

19　フレッシュコンクリート(生コン)は、酸性である。

20　朝顔とは、資材や廃棄物などを搬入や搬出するために設ける仮設構台をいう。

21　人体又はこれと同等以上の重さを有する落下物によって衝撃を受けた安全ネットは、再使用してはならない。

22　RC造とは、鉄骨鉄筋コンクリート造をいう。

23　和小屋組は、一般に、洋小屋組よりも大きなはり間(スパン)の構造を作るのに適している。

24　工事現場の周囲に設ける仮囲いの構造や高さには、法的な規制はない。

25　建築基準法関係法令によれば、建築工事等における工事用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。

26　建築基準法関係法令によれば、建築工事等において火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならないと規定されている。

27　労働安全衛生法関係法令によれば、はしご道では、はしごの上端を床から60cm以上突出させなければならない。

28　高さ3mの構造の足場の解体作業(足場材の取外しを含む。)では、原則として、墜落制止用器具を使用しなくてもよい。

29　労働安全衛生法関係法令によれば、フォークリフトの運転の業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けた者は、最大荷重1.5トンのフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務を行うことができる。

30　熱中症対策の一つとして、通気性のよい作業服を着用することがあげられる。